

平成30年4月1日から水道利用加入金と給水装置工事に伴う手数料が改定されます

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、水道利用加入金及び給水装置工事に伴う手数料については、現在の資産状況、人件費等を算出基準とする再計算の結果、いずれも現行の設定額を大きく上回っていることから、近隣事業体との均衡についても配慮しつつ、適正な額に改定いたします。

また、改定後の給水装置工事に伴う手数料については、設計審査手数料と工事検査手数料の2種類に区分されます。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課給水担当
電話 049-283-1954

水道利用加入金について

水道利用加入金は、水道を新しくひかれる方や水道のメーター口径を大きくされる方に、口径に応じた額をご負担いただく制度です。水道企業団では、これまで多額の費用をかけて水道施設を整備し、今後も更新、拡充等を行ってまいります。それらの財源は、現在、水道を利用されている方からお支払いただく水道料金によって賄われますが、水道を新しくひかれる方や水道のメーター口径を大きくされる方におかれましても、財源の一部を水道利用加入金としてご負担いただくことが本制度の目的です。

水道利用加入金の額

水道利用加入金の額（税込）			
メーター口径		改定前 (平成30年3月申請受付分まで)	改定後 (平成30年4月申請受付分から)
羽根車式	電磁式	(1給水装置につき)	(1給水装置につき)
13mm	-	80,000円	108,000円
20mm	-	120,000円	226,800円
25mm	-	200,000円	432,000円
40mm	-	800,000円	1,404,000円
50mm	-	1,500,000円	2,160,000円
75mm	-	3,000,000円	5,292,000円
100mm	50mm	5,000,000円	9,072,000円
150mm	75mm	10,000,000円	19,224,000円

口径変更の取扱い

口径変更の場合は新旧口径の差額とし、既納の水道利用加入金については、還付いたしません。なお、改定後の差額計算において、旧口径の水道利用加入金の額には、改定後の額を適用します。

口径変更の場合における計算例（改定後）

既に13mmのメーターを取り付けていて、20mmのメーターに増径する場合
20mmの水道利用加入金 226,800円 - 13mmの水道利用加入金 108,000円
= 118,800円

給水装置工事に伴う手数料について

給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ坂戸、鶴ヶ島水道企業団の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に工事検査を受けなければならない、これに伴う手数料を申込みの際に納付する必要があります。

設計審査手数料

設計審査手数料は、給水装置工事の申込みに対し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準及び関係法令等に従って申請書が作成されていることの審査、具体的には、使用材料、給水方式、施工方法、管口径、必要な添付書類などの確認に要する手数料です。

工事検査手数料

工事検査手数料は、給水装置工事が坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準及び関係法令等に従い、また申請書の内容に基づいて適正に施行されていることの検査に要する手数料です。

給水装置工事に伴う手数料の額

(改定前) 1戸(室)につき手数料 3,500円

(改定後) 申請1件につき設計審査手数料 2,000円
1戸(室)につき工事検査手数料 2,500円

※水道利用加入金及び給水装置工事に伴う手数料につきましては、給水方式などの条件により特殊な取扱いもございます。詳しくは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水課窓口までお問い合わせください。